

別冊

総務教育常任委員会資料

福島町における幼児教育のあり方について

平成19年（2007年）10月

福島町幼児教育のあり方策定会議

教育委員会学校教育グループ

目 次

I	はじめに	1
II	幼児教育に関わる諸情勢について	2
	(1) 少子高齢化による変化	2
	(2) 社会環境による変化	3
III	福島町における幼児教育の現状と課題などについて	4
	(1) 施設の状況	4
	(2) 吉岡幼稚園閉園(予定)について	5
	(3) 認定子ども園について	6
	(4) 私立福島幼稚園の役割と支援	6
IV	基本的な考え方について	7
	(1) 基本理念	7
	(2) 推進の柱	7
V	基本方針と重点的な取組みについて	8
	1 教育内容の充実	8
	(1) 生きる力の基礎を担う教育の充実	8
	(2) 特別支援教育の推進	9
	(3) 教諭・保育士の指導力の向上	10
	(4) 幼稚園と保育所との連携の推進	11
	(5) 幼稚園・保育所と小学校との連携の推進	12
	2 教育環境の充実	13
	(1) 子育て支援体制の整備	13
	(2) 「親の集い」の場の充実	14
	(3) 幼稚園・保育所運営の弾力化	15
	3 家庭と地域が一体となった教育の推進	16
	(1) 地域に支えられた幼稚園・保育所づくりの推進	16
VI	計画推進にあたって	17
VII	あとがき	17
	資料1 「福島町幼児教育のあり方」策定会議設置要綱	18
	資料2 「福島町幼児教育のあり方」策定会議の委員構成	19
	資料3 「福島町幼児教育のあり方」策定までの経過	20
	参考資料 幼稚園と保育所の主要な比較	21

I はじめに

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であるとともに、生活環境がその後の心身の発達に重大な影響を及ぼす時期でもあります。この時期に、家庭や地域社会、身近な自然とのふれあいなど、様々な環境との関わりの中で、感性・知性・社会性などの基盤の形成や、創造性や道徳性を培い、健全に育っていこうとする子どもたちにとって、適切な教育を受けることがとても重要なことです。

しかしながら、近年、核家族化や少子化の進行、ライフスタイルの多様化により、幼児を取り巻く家庭環境や地域社会とのかかわりも大きく様変わりし、身近な自然との触れ合いや、子ども同士の触れ合いも希薄となり、集団行動を通しての集中力や、忍耐力が十分でないなどの問題が指摘されています。また、若い親たちの中には、子育てに対する自信や気力をなくすなど、子育てについて相談できる家族や友人が近くにおらず、孤独感を深めているなどといった状況が問題化され、幼児教育と併せて、子育て支援の重要性や集団保育や体験的活動を行う幼稚園・保育所に対する期待が高まっています。

国においては、近年の幼児を取り巻く環境の変化や保護者や地域社会のニーズの多様化などに対応するために、様々な施策方針や指針等が出されました。幼稚園においては、平成10年に幼稚園教育要領が改正され、平成12年度から新教育要領に基づいた教育が実施され、保育所についても、平成13年度から新保育指針によった保育が始まりました。こういう状況の中であらためて、家庭教育や乳幼児教育の重要性が再認識され、この動向にあわせた新たな振興施策として国が平成13年度に「幼児教育振興プログラム」を策定しました。

こうした国の動きをうけて、福島町においても、平成18年度から平成26年度までを期間とする「第4次福島町総合開発計画」の中で、学校・地域・家庭の教育を充実させるための施策を計画しました。

そして今回福島町では、幼稚園、保育所、学校関係者及び関係行政機関との意見交換をしながら、幼稚園と保育所、小学校との連携など、これからの幼児教育に必要な基本方針と具体的な取組みを推進するため、福島町幼児教育のあり方を策定することにしました。

Ⅱ 幼児教育に関わる諸情勢について

(1) 少子高齢化による変化

日本社会は世界に例をみないほどの高齢化が進行しています。当町においても、本年6月末の人口5,676人のうち65歳以上1,866人で全人口の32.88%を占めています。

また、近年の出生数については、結婚・出産年齢期人口の減少などから急激に低下しており、昭和60年度に119人、平成元年度に67人、平成10年度には47人で、さらに平成18年度においては20人と依然として減少傾向が続いています。

このように高齢化や少子化は、あらゆる面で当町にさまざまな影響を及ぼしている要因になっています。

○ 平成19年7月1日現在の人口・世帯数

区 分			総世帯数	区 分	0歳～19歳		20歳～39歳		40歳～64歳	
総人口	割合				人口	割合	人口	割合	人口	割合
男	2,675	47.13%	2,438	男	374	13.98%	501	18.73%	1,026	38.36%
女	3,001	52.87%		女	410	13.66%	407	13.56%	1,092	36.39%
計	5,676	100%		合計	784	13.81%	908	16.00%	2,118	37.32%

区 分	65歳以上		70歳以上		75歳以上		80歳以上		85歳以上	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
男	774	28.93%	551	20.60%	328	12.26%	165	6.17%	54	2.02%
女	1,092	36.39%	831	27.69%	571	19.03%	337	11.23%	154	5.13%
合計	1,866	32.88%	1,382	24.35%	899	15.84%	502	8.84%	208	3.66%

○ 出生数の推移（年度別）

区 分	S51	S55	S60	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
出生数(人)	211	150	119	67	73	70	47	64	56	42	48

区 分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
出生数(人)	40	47	28	41	38	29	26	37	27	20

(2) 社会環境による変化

女性の社会進出、核家族化、少子化、都市化など、幼児を取り巻く社会の変化は、幼児期に体験すべき大切な学習の機会を減少させています。

特に、女性の社会進出に伴う保育や子育て支援は、行政は勿論、地域社会全体で取り組むべき課題であります。

Ⅲ 福島町における幼児教育の現状と課題などについて

現在、福島町には私立幼稚園1園・町立幼稚園1園・町立保育所1所があり、乳幼児の保育及び教育を行っています。また、保育所においては、働く親の支援や保育ニーズへの対応のため、一時保育、延長保育、未満児保育、障害児保育などの保育の充実や、育児不安の解消や仲間づくりのための母親による遊びの広場の開設や、子育て支援センターなどが整備されました。

特に、保育・育児の経験者などの地域の人材を活用することをはじめ、保護者が施設や支援事業を幼児教育や子育てのために有効に活用できるよう、それらに関する情報の提供と体制の充実が課題となっています。また、町内のボランティア組織「福島町せわずき・せわやき隊」など地域の各種団体と連携協力しながら、地域全体で子育て支援に取り組む必要があります。

しかしながら、近年の核家族化の進行や共働き家庭の増加、ライフスタイルの多様化などにより乳幼児を取り巻く環境の変化や子育て意識の希薄さ、地域における教育力の低下などの問題が指摘されており、今後さらに幼稚園・保育所や学校および地域と家庭が一体となった教育活動に取り組み、また家庭・地域・関係団体等の連携も図りながら、子どもたちが伸び伸びと育つ環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 施設の状況

町立吉岡幼稚園は、昭和49年に創設され、33年を経過し、894人の卒園児を出しています。現在3歳児7人、4歳児3人、5歳児3人の計13人が入園しています。

私立福島幼稚園（学校法人福島キリスト教学園）は、昭和30年に創設し、52年の歴史を持ち、1,816人の卒園児を数えています。現在3歳児3人、4歳児4人、5歳児8人の計15人で、私立の特色を生かした教育を行っています。

町立福島保育所は、昭和50年に創設され、その後昭和54年に白符保育所、昭和56年に吉岡保育所が設置されましたが、白符・吉岡ともに閉所となり、現在は平成14年1月新築オープンの同所のみとなっています。

同保育所の修了児数は934人で、現在0歳児1人、1～2歳児13人、3歳児9人、4歳児21人、5歳児21人の計65人の乳幼児が入所しています。

○ 平成19年7月1日現在の入園・入所状況

園名	区分	3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)	計(人)	教諭数(人)
町立 吉岡幼稚園	園児数	7	3	3	13	3
	学級数	1	1		2	(臨時1)

園名	区分	3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)	計(人)	教諭数(人)
私立 福島幼稚園	園児数	3	4	8	15	4
	学級数	1		1	2	

所名	区分	0歳児(人)	1~2歳児(人)	3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)	計(人)	保育士数(人)
町立 福島保育所	幼児数	1	13	9	21	21	65	5
	クラス数	1		1	1	1	4	(臨時6)

○ 平成19年6月末現在の幼児数

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
吉岡	男 2	男 3	男 2	男 8	男 2	男 2	男 19
	女 3=5	女 4=7	女 4=6	女 2=10	女 2=4	女 1=3	女 16=35
福島	男 5	男 10	男 9	男 12	男 10	男 16	男 62
	女 13=18	女 8=18	女 12=21	女 10=22	女 19=29	女 15=31	女 77=139
計	男 7	男 13	男 11	男 20	男 12	男 18	男 81
	女 16=23	女 12=25	女 16=27	女 12=32	女 21=33	女 16=34	女 93=174

(2) 吉岡幼稚園閉園(予定)について

吉岡幼稚園の適正な運営については、少子化に伴う園児数の減少や自立プランにおける意見提言を踏まえて、平成20年3月31日の閉園(予定)に向けて、保護者などと閉園後の園児の受入先などの課題の解消に向けた話し合いを行ってきたところです。

なお、吉岡幼稚園が閉園されることにより、福島町における公立の幼稚園が無くなり、また、吉岡地区においては、保育所及び幼稚園施設が皆無となります。

このようなことから、吉岡幼稚園の閉園後の園児の受け皿は、私立福島幼稚園と福島保育所の2箇所となり、町は在籍園児に対する一時的な輸送手段の確保や新たな経費負担の発生に対する軽減などの対策を講じるなど、園児のスムーズな移行に向けて支援する必要があります。

(3) 認定子ども園について

急激な少子化の進行により、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足していることを受けて、平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」いわゆる「認定子ども園法」が施行され、多様化する教育・保育ニーズに対応した認定子ども園が制度化されました。

認定子ども園の状況を見ると、入園児数が減少しつつある幼稚園での関心が高く、特に私立幼稚園に設置意向が高いように見受けられます。

なお、検討過程の中で、福島保育所における認定子ども園の開設に関する意見がありましたが、現状の福島保育所の幼児数は、ここ数年定員（60人）を超える受け入れをしており、現施設での対応は面積的な問題から困難なものがあります。

また、自立プランにおける役割分担の方向性を踏まえ、民間でできるものは民間でという考えの下、幼稚園教育は引き続き、私立福島幼稚園に役割を担ってもらうこととなります。

なお、今後の課題として、少子化がさらに進み、私立福島幼稚園の閉園や福島保育所の定員割れが生じる恐れがあり、将来に向けて福島保育所における認定子ども園の開設の可能性を検討する必要があります。

(4) 私立福島幼稚園の役割と支援

幼稚園教育において、私立福島幼稚園が果たしてきた役割は大変大きなものがあり、創立当初から、その教育方針とともに福島町における先進的な役割を担ってきたところです。

今後は、私立福島幼稚園が持つ特色を生かし、切磋琢磨しながら望ましい園づくりをすることが大切であり、さらに活性化し、特色ある幼稚園運営が期待されます。

このような状況から、町では昭和53年から私立幼稚園管理運営費補助金交付要領に基づき運営費の一部を助成してきた経緯を踏まえ、今後とも福島町内の幼児教育のため一層努力していただくことを含めて、町の助成を継続して支援していくことが望ましい。

IV 基本的な考え方について

(1) 基本理念… 人間としてたくましく生きるための幼児
教育の推進

(2) 推進の柱… 1 教育内容の充実
2 教育環境の充実
3 家庭と地域が一体となった教育の推進

福島町では、「次世代育成支援行動計画」を踏まえ、基本理念を「人間としてたくましく生きるための幼児教育の推進」とし、その理念を実現するために3つの推進柱に基づいて、それぞれ基本方針を立て、重点的な取組みを定めました。

具体的な取組みにあたっては、保育所所管の子育て支援グループとの連携・協力はもとより、幼稚園や保育所と一体となって推進します。

また、幼稚園・保育所においては、それぞれの実情に即した教育課程・保育計画等を作成し、幼児教育充実のための具体的な取組みを進めることが期待されます。

V 基本方針と重点的な取組みについて

1 教育内容の充実

基本方針 (1) 生きる力の基礎を担う教育の充実

幼稚園・保育所はそれぞれ設置目的や制度などの違いはありますが、幼児期の子どもたちの特性を生かし、様々な体験を重ねながら人として生きていくための基礎となる力を育む場となっており、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づいて、幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、バランスのとれた心と体の育成が望まれています。

生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期において育てておくべきものを見失わないように、幼児教育を推進していくことが重要です。

幼児教育が担う「生きる力の基礎」とは、「興味や関心をもって物事に夢中になって取り組む力」「自分や周りの人々を好きになり、自分からかかわる力」「たくましく生きるための健康や体力」であると考えます。

こうした「生きる力の基礎を培う」ために、幼児と教諭や保育士の信頼関係のもとで、幼児が自分の思いを十分発揮できるよう教育内容を充実させます。

重点的な取組み

- ① 教育課程・保育計画の充実
 - 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の理解の推進
 - 計画的、具体的な幼児教育の取組みの推進
- ② 健康な心と体を育む活動の充実
 - 基本的な生活習慣の定着
 - 戸外で体を動かす活動の充実
- ③ 人とかかわる力を育む活動の充実
 - さまざまな人とかかわる活動の充実
 - 道徳性の芽生えを培う活動の充実
- ④ 豊かな感性や知的好奇心を育む活動の充実
 - 心を動かす体験の充実
 - 興味関心を高める環境の充実
- ⑤ 豊かな言葉を育む活動の充実
 - 絵本などに親しむ活動の充実
 - 話す・聞く態度の育成

基本方針（2）特別支援教育の推進

障害などにより支援や配慮が必要な幼児とその保護者などに対して、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉など一体となって支援を行うことが重要であり、そのための一貫した相談・支援体制を整備することが必要です。

支援や配慮が必要な幼児に対して、小学校等における教育的な支援の取組みにつながるように、幼稚園や保育所においても、特別支援教育に関する園・所内研修など教諭・保育士の研修を充実させます。

重点的な取組み

- ① 特別支援教育の充実
 - 教諭・保育士の専門性を高める研修の充実
 - 支援や配慮が必要な幼児の状況に応じた個別の指導計画による指導の充実
 - 関係機関との連携の強化
- ② 幼児と保護者の支援体制の充実
 - 園・所全体で取り組む支援体制の充実
 - 乳幼児期からの相談・支援体制づくり

基本方針（3）教諭・保育士の指導力の向上

園・所内、園・所外研修を充実することなどにより、教諭・保育士の研修意欲を高めながら、指導力の向上を図ることが必要です。

教諭・保育士は、保育者としての幼児の発達を理解し、活動の場面に応じて適切に指導することができるよう、専門的な指導力を高めることが大切です。

さらに、家庭や地域との連携を図りつつ、教育活動を展開する力、「親育ち」を支援する力、保護者や地域の人々に幼児教育の重要性を発信する力なども求められています。

また、幼児にとって最大の環境である教諭・保育士は、常に豊かな人間性や教養を高めることも必要です。

指導力の向上を自らの課題として十分に認識し、研修内容の充実を図ります。

重点的な取組み

- ① 計画的な園・所内研修
 - 指導方法の工夫改善
 - 自己評価・自己点検に基づく研修目標の設定
- ② 専門的な園・所外研修の充実
 - 幼保の合同研修会などへの参加の促進
 - 経験年数や課題に応じた研修内容の工夫・充実
- ③ 保護者や地域に対する支援のための能力の育成
 - カウンセリングマインド(保護者の気持ちを受け止めて指導・助言ができる力)の養成など基礎的な能力の育成
 - 保護者や地域の人々に向けた公開保育や講演会の実施

基本方針（4）幼稚園と保育所との連携の推進

幼児教育の充実のために、幼稚園と保育所の相互理解を深めることが必要です。幼稚園と保育所とが連携することで、幼児の発達を踏まえた、より充実した教育を行うことが可能となると考えます。

そのために、教諭・保育士が積極的に交流し、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」の趣旨や内容について相互理解を深めるとともに、創意ある教育課程・保育計画を作成し、より良い内容となるようその見直しを図ります。

また、地域の実態に応じて幼児同士の交流の仕方を工夫します。

重点的な取組み

- ① 幼稚園・保育所の教育内容の相互理解と課題の共有化
 - 教諭・保育士の研修会への相互参加
 - 発達の過程に応じた幼稚園・保育所の共通カリキュラムの作成
- ② 教諭と保育士の交流促進
 - 相互の施設における保育体験などの交流活動の促進
 - 教諭・保育士の合同研修などの充実
- ③ 幼児同士の交流活動の促進
 - 合同行事や合同活動の実施
 - 園・所庭、プールなど施設設備の相互利用の促進

基本方針（5）幼稚園・保育所と小学校との連携の推進

幼児期から学童期への一貫性のある教育内容とするためには、幼稚園・保育所と小学校が、教職員同士の相互理解を図りながら連携し、地域の特性を活かした教育課程・保育計画となるようその内容を見直し、指導の工夫改善に努めます。

幼児期から学童期に教育的な指導や支援が円滑に行われるために、幼稚園・保育所と小学校とが十分に意見交換するなど、課題や情報の共有化に努めます。

重点的な取組み

- ① 幼児教育と小学校教育との相互理解と課題の共有化
 - 幼児教育から小学校教育へのつながる体系づくり
 - 子どもに関する情報の共有化
- ② 教諭・保育士と小学校教員との交流促進
 - 相互の保育や授業への参観などの促進
 - 教諭・保育士と小学校教員との合同研修の実施
- ③ 幼保小連携教育の促進
 - 合同行事や合同活動の実施
 - 園・所庭、プールなど施設設備の相互利用の促進

2 教育環境の充実

基本方針（1）子育て支援体制の整備

子どもの健やかな成長のためには、親自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもった子育てができるよう支援することが必要です。

幼稚園・保育所がもつ「親と子が共に育つ場」としての機能や特性を子育て支援に活かすためには、関係機関が相互に連携した子育て支援ネットワークづくりとともに、高齢者など地域の子育て支援の担い手となる人材を育成します。

また、幼児虐待などで個別の配慮や支援が必要な幼児のために、福祉・教育・医療・保健などが連携して地域ぐるみの支援体制の整備を推進します。

さらには、幼児の豊かな体験活動を促す施設や環境整備の充実を図ります。

重点的な取組み

- ① 子育て支援センターとの連携
 - 地域の子育て支援の拠点としての幼稚園・保育所の活用
 - 幼稚園・保育所における子育て相談の実施
- ② 地域の人材の育成
 - 高齢者を含め、育児経験者を地域の子育て相談役として活用
 - 小中高生及び若い世代を幼児に関わるボランティア活動などを通して育成
- ③ 子育て支援ネットワークづくり
 - 子育てサークルの育成
 - 幼児虐待の早期発見と児童相談所などと連携した取組みの充実

基本方針 (2) 「親の集い」の場の充実

保護者が家庭教育の重要性を認識し、教育に関する適切な情報を持ち、心にゆとりをもった子育てができるよう、家庭教育の支援が必要です。

子育てについて不安や悩みをもっている保護者が増えており、家庭や地域で子育てをしている未就園・所児の保護者を含めて、幼稚園・保育所が、家庭や地域の子育てを支援することなどの取組みが求められています。

保護者同士が気軽に集うことができる場を設定し、子育てについて話し合う場を充実させます。

また、父親の子育てに対する意識の高揚を図ります。

重点的な取組み

- ① 保護者の交流の場づくり
 - 気軽に保護者同士が交流できるような場や活動の工夫
 - 親子と一緒に参加できる活動の工夫
- ② 保護者への学習機会の提供と充実
 - 園・所だよりやホームページなどによる子育て情報の発信
 - 子育てに関する研修会の実施
- ③ 施設開放などによる保護者支援の充実
 - 未就園・所児などに対する園・所開放などによる支援の充実
 - 「絵本の読み聞かせ」など保護者ボランティアの保育参加の促進

基本方針（3）幼稚園・保育所運営の弾力化

幼稚園・保育所は、幼児教育の専門的な施設であること、幼児をもつ保護者とのつながりがあることなどの機能や特性を活かして、保育時間の見直し等保護者や地域の多様なニーズに対応することが求められています。

子育てをめぐる不安や孤立感の高まりなど様々な課題に対して、幼稚園・保育所が家庭や地域との連携を深め、積極的に子育てを支援していくことが必要です。

子育て支援の取組みにおいては、保護者同士、親子と一緒に活動する機会を工夫するなど、「親と子が共に育つ場」をつくります。

重点的な取組み

- ① 多様な保育・支援の充実
 - 親子と一緒に参加できる活動の工夫
- ② 預かり保育の充実
 - 家庭的な雰囲気大切にするなど預かり保育の内容の充実

3 家庭と地域が一体となった教育の推進

基本方針 (1) 地域に支えられた幼稚園・保育所づくりの推進

幼児との交流は、中学生・高校生にとっても、年下の子どもと接する楽しさを実感し、親の役割や男女の協力による子育て等について考える機会などにもなります。また、地域の高齢者などと交流することで、幼児は、地域の文化や知恵に触れ、地域の良さを感じることができます。

豊かな教育環境をつくり幼児の体験の幅を広げるために、恵まれた自然・文化などの地域資源を活用し、地域の人々などとの交流を積極的に推進します。

また、地域の人々が、幼稚園・保育所あるいは幼児に関心を持ち、かかわっていくことは、地域と幼稚園・保育所との結びつきを強め、地域全体で幼児教育の取組みを活性化することにつながります。

教育活動のより一層の充実に向けた取組みを進めるために、教育活動やその成果などを積極的に情報発信するとともに、外部からの意見や評価を教育活動などに反映させていきます。

さらには、幼稚園・保育所の教育活動などを通じて、地域の人々に幼児教育の重要性を理解してもらうことや地域の子育て支援の力となる人材の育成を図ります。

重点的な取組み

- ① 地域資源の積極的な活用
 - 地域の自然や伝統文化と触れ合う、体験活動の充実
 - 地域にある公園、福祉センター図書室などの積極的な活用促進
- ② 異年齢・異世代交流の促進
 - 幼・保・小・中・高の連携の推進
 - 高齢者との交流や特別養護老人ホーム陽光園などへの訪問による交流の促進
- ③ 地域人材の協力体制づくりの推進
 - 地域の人々を研修会、講演会などにおける指導者として活用
 - 高齢者など育児経験者を地域の子育て相談役として活用
- ④ 教育活動などの情報発信と外部評価の活用
 - ホームページなどによる地域に向けた教育活動やその成果などの情報発信
 - 自己点検・自己評価及び外部評価を活用した教育活動の改善

VI 計画推進にあたって

幼児教育に必要な基本方針と具体的な取組みを推進するために策定された「福島町における幼児教育のあり方について」が、効果的に実現されていくためには、幼児教育に携わる関係者が互いに協力し合い推進していく必要があります。

また、「福島町における幼児教育のあり方について」の推進を図るうえで、幼児教育に関する国の施策の変化や、地方分権の動きなどを的確に捉えるとともに、第4次福島町総合開発計画や福島町次世代育成支援行動計画などとの整合性を図りながら実施していきます。

加えて、将来における町内の幼児教育にかかわる問題や課題などを話し合うため、各団体や保護者等の構成からなる「教育懇談会」などを設ける必要があります。

VII あとがき

当策定会議では、主に福島町における幼児教育のあり方等について審議を重ね、途中、吉岡幼稚園の閉園(予定)にかかる意見も参考として聴取するなどして報告書をまとめることができました。

幼稚園や保育所を取り巻く現状は、歴史的な経緯やその地域が抱えている問題等に深くかかわっており、多くの課題を全て解決することは困難ではありますが、幼児数の見通しや施設ごとの情勢等をみながら、十分に配慮し進めていくことが必要であります。

最後に、この報告書が福島町の幼児教育の振興等に資することを願っております。

資料 1

「福島町幼児教育のあり方」策定会議設置要綱

(設置)

第 1 条 「福島町幼児教育のあり方」を策定し、町民とともに目指す幼児教育を推進することを目的に、福島町幼児教育のあり方策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 幼児教育のあり方に関すること。
- (2) その他幼児教育に係る事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定会議は、委員 13 人以内で組織し、次の各号に掲げる施設・団体からの推薦により、教育長が指名する。

- (1) 吉岡幼稚園・父母 1 名、教諭 1 名
- (2) 福島保育所・父母 1 名、保育士 1 名
- (3) 福島幼稚園・父母 1 名、教諭 1 名
- (4) 吉岡小学校・父母 1 名、教員 1 名
- (5) 福島小学校・父母 1 名、教員 1 名
- (6) 町民課福祉グループ職員・2 名
- (7) その他・1 名

2 教育長は、策定会議のオブザーバーとして教育委員 2 名を指名する。

(会長及び副会長)

第 4 条 策定会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 策定会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 策定会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。

資料2

「福島町幼児教育のあり方」策定会議

○策定会議の委員構成

団 体 名	職 名	氏 名	摘 要
吉 岡 幼 稚 園	主任教諭	金 谷 真理子	
	P T A 役員	本 庄 丈 晴	
	P T A 会計	鍋 谷 麻裕子	
福 島 保 育 所	主任保育士	金 谷 恵理子	
	保護者会長	木 村 互 哉	○副会長
福 島 幼 稚 園	主任教諭	河 合 ゆき江	
	母の会副会長	馬 躰 智 穂	
吉 岡 小 学 校	校 長	浜 田 寛	
	P T A 会長	平 沼 竜 平	◎会 長
福 島 小 学 校	校 長	富 樫 廣 幸	
	P T A 監査	木 村 麻 子	
町民課福祉グループ	総括主査	鳴 海 清 春	
	主 任	村 田 洋 臣	

オブザーバー	教育委員	熊 野 茂 夫	
	教育委員	川 合 正 子	

教育委員会	教育長	金 谷 裕	
-------	-----	-------	--

事務局(学校教育G)	教育次長	木 村 修	
	総括主査	飯 田 富 雄	

資料3

「福島町幼児教育のあり方」策定までの経過

年 月 日	内 容
平成19年 6月 8日	・「福島町幼児教育のあり方」策定会議設置要綱制定
平成19年 6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任について ・幼児教育のあり方策定スケジュールについて ・幼児教育のあり方の構成について
平成19年 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育に関わる諸情勢について ・福島町における幼児教育の現状と課題について (課題に対する意見交換や提言)
平成19年 8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方について (基本理念・推進の柱) ・基本方針と具体的な取組みについて (項目ごと)
平成19年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方について ・基本方針と具体的な取組みについて
平成19年10月11日	・幼児教育のあり方(素案)について
平成19年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育のあり方(最終案)について (会長より報告書を教育長へ提出)

幼稚園と保育所の主要な比較

事 項	幼 稚 園	保 育 所
管 轄	文部科学省	厚生労働省
根拠法令	学校教育法第 1 条	児童福祉法第 7 条
目 的	「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」 (学校教育法第 77 条)	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」 (児童福祉法第 39 条)
対 象	満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (学校教育法第 80 条)	保育に欠ける乳児(1 歳未満)、 幼児(1 歳から小学校就学の始期まで) (児童福祉法第 4 条・第 39 条)
設置者	国、地方公共団体、学校法人等 (学校教育法第 2 条・第 102 条) 設置許可：市町村立幼稚園は都道府 県教育委員会、私立幼稚園は都道府 県知事	地方公共団体、社会福祉法人等 (児童福祉法第 35 条) 設置許可：都道府県知事
設置の基準	幼稚園設置基準 (学校教育法施行規則第 74 条)	児童福祉施設最低基準 (児童福祉法第 45 条)
教育・保育 内容	幼稚園教育要領 (学校教育法 79 条)	保育所保育指針 (児童福祉施設最低基準第 35 条)
1 日 の 教 育・保育時 間	4 時間を標準として各園で定める。 (39 週以上) (幼稚園教育要領・学校教育法施行規則 第 75 条)	8 時間を原則とし、保育所長が定める。 (約 300 日) (児童福祉施設最低基準第 34 条)
目 標	① 健康で、安全で幸福な生活のため の基本的な生活習慣・態度を育て、 健全な心身の基礎を培うようにす ること ② 人への愛情や信頼感を育て、自立 と協同の態度及び道徳性の芽生え を培うようにすること ③ 自然などの身近な事象への興味や 関心を育て、それらに対する豊か な心情や思考力の芽生えを培うよ うにすること	ア 十分に養護のゆきとどいた環境のも とに、くつろいだ雰囲気の中で子ど もの様々な欲求を適切に満たし、生 命の保持及び情緒の安定を図ること イ 健康、安全など生活に必要な基本的 な習慣や態度を養い心身の健康の基 礎を培うこと ウ 人とのかかわりの中で、人に対する 愛情と信頼感、そして人権を大切に する心を育てるとともに、自主、協 調の態度を養い、道徳性の芽生えを 培う

	<p>④ 常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること</p> <p>⑤ 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること</p>	<p>エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う</p> <p>オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと</p> <p>カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと</p>
長期休業日	夏休み、春休み等の長期休業日がある。	長期休業日はない。
給食施設	任意（幼稚園設置基準第 11 条）	義務（児童福祉施設最低基準第 32 条）
保護者の負担	設置者の定める入園料、保育料等を納める。（必要に応じた就園奨励事業が行われている）	家庭の所得等を勘案して設定された保育料を納める。

※ 他にも教員、保育士の免許・資格制度などについても相違があります。